

「まちづくりコンテスト」企画・運営・広報業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「まちづくりコンテスト」企画・運営・広報業務を委託する候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「まちづくりコンテスト」企画・運営・広報業務

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 契約上限額

金1,767,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。

3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により業者を決定する。

プロポーザルの申込みがあった業者から提出された企画提案書等の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を委託候補者として選定する。

4 プロポーザルの参加手続等

プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書（様式第1号）を令和7年10月23日（木）17時（必着）まで電子メールにて提出すること。（必ず電話で着信の確認をお願いします。）

5 プロポーザルの参加資格、条件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

①富山県庁及び県内で行う打ち合わせ等に常時対面又はオンラインで参加できる体制をとれる者であること

②優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること

③プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと

④宗教団体や政治活動を主たる活動の目的にしていないこと

⑤次のいずれにも該当しないこと

(ア)役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- (イ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- (エ)役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- (オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ)役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- (キ)参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (ク)参加者が破産者で復権を得ない者又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- (ケ)参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- (コ)風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- (サ)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- (シ)県税を滞納している者
- (ス)民法（明治29年法律第89号）第13条第1項第10号に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- (セ)禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(2) 共同企業体

- ①各構成員が（1）②から⑤に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ②共同企業体の代表者が、（1）①を満たしている者であること
- ③共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	
シ その他必要な事項		

6 企画提案書等の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者（以下「参加事業者」という。）は、業務委託仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

（１）提出期限

令和７年１０月３１日（金）１７時（必着）

（２）提出方法

ファイル形式はPDFとし、電子メールにてご提出ください。

（３）提出書類

下記の①～③の書類を提出すること。

① 企画提案書（A４版）

- ・別紙「仕様書」を参照のうえ、提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えない。
- ・業務スケジュールなどを具体的に示すこと。

② 経費見積書（任意様式）

- ・見積金額は、契約上限額（金１，７６７，０００円）の範囲内で作成すること。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。

③ 業務実施体制報告書（任意様式）

- ・会社等の業務概要
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
- ・過去の類似事例の受注実績

（４）質問及び回答

委託業務に関する質問は、質問書（様式第２号）により令和７年１０月２０日（月）１７時（必着）まで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は令和７年１０月２２日（水）までに県ホームページで公開する。

7 審査方法及び審査結果

（１）審査方法

参加事業者の企画提案の審査は、下記の審査基準に基づき、「選定委員会」にて書面審査を行い、最も高い点数を獲得した事業者を候補者とする。なお、企画提案書等の内容が、委託費の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

(3) 審査結果

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、委託候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表する。審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

8 その他

(1) 提出いただく案は、参加事業者1者につき1案とする。

(2) 次に掲げるものの提案は、無効とする。

①所定の期日及び場所に提出しなかったもの。

②今回のプロポーザルに関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反したもの。

(3) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(4) 委託候補者となった事業者と県は、内容を別途協議の上、契約を締結する。（委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に、随意契約の手続きを行うものである。）

(5) 委託業務の著作権は、県に属するものとする。

(6) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。（任意様式）

(8) この要領の内容に不明点がある場合には、県担当の指示に従うものとする。

9 今後のスケジュール（予定）

① 質問受付期限	令和7年10月20日（月）17時
② 質問の回答	令和7年10月22日（水）
③ 参加申込書提出期限	令和7年10月23日（木）17時
④ 企画提案書提出期限	令和7年10月31日（金）17時
⑤ 書面審査	令和7年11月上旬
⑥ 委託候補者の決定	令和7年11月上旬
⑦ 契約締結	令和7年11月上旬

10 書類の提出、問合せ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室地域振興課（担当：門野、佐々木）

住所：〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-3114（直通）

E-mail: aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp